

被措置児童等虐待の状況について

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、平成29年度における熊本市において対応した被措置児童等虐待の状況について、次のとおり公表します。

公表の内容

被措置児童等虐待案件受理の状況

年 度	受理案件	内 訳		備 考
		虐待該当	非該当	
H 2 9 年度	4 件	2 件	3 件	受理案件のうち1件の調査過程で新たに確認した分を「虐待該当」に1件カウントしている為、受理案件と内訳は一致しない。

被措置児童等虐待の状況

施設等の種別	施設職員等の種別		虐待の種別	児童の状況		
社会的養護関係施設	1 人	児童指導員	身体的虐待	2 人	内訳	
		1 人	2 件		男子	就学前
1 箇所					2 人	2 人

市が講じた措置

市は、施設を訪問し関係者から聞き取り調査を行い、事実を確認しました。その調査結果を熊本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会に報告し、そこでの意見を踏まえ、施設に対し、虐待防止の徹底及び再発防止への具体的取組み等を指導しました。

※参考

児童福祉法

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

児童福祉法施行規則

第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等

ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設

ハ 知的障害児施設等及び指定医療機関 障害児施設等

ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等

二 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種